償却資産（固定資産税）申告の手引き

償却資産申告書の提出期限は**１月３１日**です。

～お知らせ～

●申告には簡単・便利な電子申告**ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）**を御活用ください。

詳しくは…**地方税共同機構**

ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

電話（ヘルプデスク）0570-081459 [受付時間 9：00～17：00　土日祝日・年末年始除く]

（上記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019）

●申告書を郵送で提出される方で、控えの返送を御希望の方は、必ず返送先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださいますようお願いいたします。

●事業を営んでいる方で償却資産を所有されていない場合でも、「該当資産なし」として申告をお願いします。

守谷市役所　税務課　資産税グループ

目　　次

１　償却資産とは
（１） 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２） 償却資産の種類とその例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３） 申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４） 申告の対象とならない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（５） 業種別の主な償却資産の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　税額の算出方法
（１） 税額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２） 評価額・課税標準額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３） 減価残存率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３　償却資産の申告について
（１） 償却資産の申告義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（２） 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（３） 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（４） 提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（５） 提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（６） 記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

４　国税（法人税・所得税）の取扱いとの主な違い・・・・・・・・・・１３

〈参考〉
太陽光発電設備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４～１５

１　償却資産とは

（１）償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものを償却資産といいます。（地方税法第３４１条第４号〈固定資産税に関する用語の意義〉）

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品等（遊休・未稼働資産などでも、事業のために用いることができる状態にある資産も含みます。）が対象となり、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

（２）償却資産の種類とその例

資産の種類	主な償却資産の例
１　構築物	駐車場などの舗装路面、門・塀・緑化施設などの外構工事、看板等
２　機械及び装置	加工・製造機械、建設機械、発電機、コンベアー、太陽光発電設備等
３　船舶	ボート、遊覧船、釣舟等
４　航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
５　車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09 及び 000～009」「9、90～99 及び 900～999」の車両）等
６　工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、医療機器、理容業用機器等

（３）申告の対象となる資産

１月１日現在において、事業の用に供することができる資産です。
なお、次に掲げる資産も申告が必要ですので、御注意ください。

ア　償却済資産、建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、遊休資産、未稼働資産
イ　福利厚生の用に供するもの
ウ　改良費（税務会計上の資本的支出に該当するもの。新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）

エ　使用可能期間が１年未満又は取得価額が２０万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの

オ　取得額が３０万円未満の資産で、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却しているもの

（４）申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

ア　自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

イ　無形固定資産（ソフトウェア、特許権等）

ウ　繰延資産

エ　使用可能期間が１年未満又は取得価額が１０万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入するもの

オ　取得価額が２０万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により事業年度ごとに一括して３年間で償却を行うことを選択したもの

（５）業種別の主な償却資産の例

業種	主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、ロッカー、レジスター、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装、看板、ＬＡＮ設備、太陽光発電設備、受変電設備等
製造業	製造設備、旋盤、梱包機、測定・検査工具等
飲食業	テーブル、椅子、厨房用具、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器等
娯楽業	パチンコ台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・ケース、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、パーマ器、サインポール等
医（歯）業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、待合室用いす等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、ポータブル発電機等
不動産貸付業	門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装、ルームエアコン、ごみ置き場、フェンス等

２　税額の算出方法

（１）税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

税率は１．４％です。

課税標準額　×　税率１．４％　＝　税額

※同一市町村に所在する償却資産の課税標準額の合計が１５０万円未満の場合は、課税されません。（免税点）

●課税の場合、４月中旬に郵送にて納税通知書をお送りします。納期は４・７・１２・２月の年４回です。

なお、土地や家屋と償却資産の所有者が同じ場合は、土地や家屋と合算して一通の納税通知書となります。

また、課税標準額が１５０万円未満（免税点）の場合は、通知はありません。

（２）評価額・課税標準額の算出方法

取得価額、耐用年数に基づき算出します。

なお、評価額が取得価額の５％を下回る場合は、取得価額の５％が評価額となります。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額＝取得価額　×　（１－ｒ/２） 減価残存率（A）	評価額＝前年度評価額　×　（１－ｒ） 減価残存率（B）

ｒ：耐用年数に応ずる減価率

Ａ：半年分の減価残存率

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

Ｂ：１年分の減価残存率

基本的に、評価額と課税標準額は同額となりますが、課税標準の特例*の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

*【課税標準の特例】

地方税法第３４９条の３、同法附則第１５条、第５６条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

課税標準の特例を受ける場合は、特例該当資産であることがわかる書類を申告書に添付してください。詳しくはお問合せください。

（3）減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
—	—	—	—	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

３　償却資産の申告について

（１）償却資産の申告義務

償却資産をお持ちの方は、地方税法第３８３条の規定により、毎年１月１日（賦課期日）現在の所有状況を１月３１日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告する義務があります。

申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第３５３条及び第４０８条の規定により、税務課職員がお問合せや、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。

（２）申告していただく方

１月１日現在において、償却資産を所有されている方です。

なお、償却資産を他に賃貸している方も申告が必要です。リース資産等についての取り扱いは次のとおりです。

ア　所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
イ　所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
ウ　所有権留保付売買資産は、原則として買主の方

また、テナント等で内装・造作及び設備を取り付けた場合は、家屋の所有者（貸主）ではなく、取り付けた方（借主）が申告してください。

※償却資産を所有されていない方でも「該当資産なし」として申告をお願いします。
また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した場合も、減少の申告をお願いします。
その場合、申告書の備考欄に「令和〇年〇月〇日廃業」等の記載をお願いします。

（３）提出書類

１　償却資産申告書（償却資産課税台帳）

すべての方が提出してください。

※償却資産を所有されていない場合は、合計の欄に「０」、備考欄に「該当資産なし」と記載してください。

２　種類別明細書（増加資産・全資産用）

増加があった場合は、必ず提出してください。

※増減がない場合で全資産用の種類別明細書を提出されない場合は、償却資産申告書の備考欄に必ず「増減なし」と記載してください。

３　種類別明細書（減少資産用）

減少があった場合は、必ず提出してください。

１０ページからの記載例を御参照ください。

申告書関係書類は、税務課窓口や市ホームページよりダウンロードして取得してください。

トップページ＞申請書等ダウンロードサービス＞税金＞固定資産税

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi_tetsuzuki/e-service/1001536/1006131/1006136.html

（４）提出先

守谷市役所　税務課　資産税グループ

〒３０２－０１９８　茨城県守谷市大柏９５０番地の１

受付時間　８：３０～１７：１５

（土・日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く。）

◎郵送での提出可

◎簡単・便利な電子申告も御活用ください。（詳細は表紙参照）

（５）提出期限

１月３１日

第二十六号様式（提出用）

申告日を記載してください。

申告年度を記載してください。

3～7
個人（法人）番号・事業内容・問合せ先等について記載してください。

8～14
該当する方を〇で囲んでください。

15
守谷市に所在する事業所等の所在地について，記載してください。

16
借用資産（リース資産）の有無について，該当する方を〇で囲んでください。
有の場合は，貸主の名称・住所・電話番号を記載してください。

17
該当する方を〇で囲んでください。

18
・合併・名称変更等があった場合には，異動年月日，新旧住所，新旧名称等を記載してください。
・償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」等記載してください。
・その他連絡事項等ありましたら記載してください。

イ・ロ・ハ・ニ
資産の種類別に合計して記載してください。

受付印

令和 〇 年 △ 月 ◇ 日

守谷市長 あて

令和　　年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※ 所有者コード

所有者

（ふりがな）
1 住所（又は納税通知所送達先）
〒302-0198
もりやし　おおがしわ　ばんち
守谷市大柏950番地の1
（電話　〇△□〇-△□-〇△□〇　）

（ふりがな）
2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
かぶしきがいしゃ
〇△□株式会社
代表取締役　もりや　守谷　たろう　太郎
（屋号　〇△□守谷店）

3 個人番号又は法人番号	〇△□〇△□〇△□〇△□〇△□〇
4 事業種目（資本等の金額）	製造業（3 百万円）
5 事業開始年月	昭和60 年 4 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理課 守谷 花子（電話 〇△-□〇△□-〇△□〇）
7 税理士等の氏名	〇△□会計事務所 守谷 次郎（電話 〇△-□〇△□-〇△□〇）

8 短縮耐用年数の承認	有 ・ （無）
9 増加償却の届出	有 ・ （無）
10 非課税該当資産	有 ・ （無）
11 課税標準の特例	有 ・ （無）
12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ （無）
13 税務会計上の償却方法	（定率法） 定額法
14 青色申告	（有） ・ 無

取得価額

資産の種類	前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
1 構築物	5,400,000		1,200,000	6,600,000
2 機械及び装置	12,000,000	1,500,000	3,000,000	13,500,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	180,000			180,000
7 合計	17,580,000	1,500,000	4,200,000	20,280,000

資産の種類	評価額（ホ）	※決定価格（ヘ）	※課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地
① 守谷市百合ケ丘〇丁目〇番地〇
② 守谷市けやき台〇丁目〇番地〇
③

16 借用資産（（有）・無）
貸主の名称等
〇△□リース株式会社
東京都新宿区西新宿〇－〇－〇
電話 〇△-□〇△□-〇△□〇

17 事業所用家屋の所有区分 （自己所有）・借家

18 備考（添付書類等）
令和〇年△月◇日にABC株式会社を吸収合併した。
令和〇年△月◇日に商号変更した。
（旧）あいう株式会社
（新）〇△□株式会社

申告年度を記載してください。

令和　　年度

・資産の名称等・数量・取得年月（年号 昭和:3 平成:4 令和:5）
・取得価額・耐用年
漏れがないように記載してください。

・増加事由
該当する番号を○で囲んでください。
1　新品取得
2　中古品取得
3　移動による受け入れ
4　その他

・摘要
課税標準の特例の適用がある資産については，その旨の記載と適用条項を記載してください。
（例：特349の3①）
他市店舗等から受入れたものがある場合は「R3.7○○店より受入れ」等記載してください。
その他連絡事項等ありましたら記載してください。

（別表十六号様式別表一（提出用））

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※　所有者コード	※

所有者名：○△□株式会社

枚のうち　枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ)	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	1		アスファルト舗装工事	1	4	○	△	5,400,000	10	0.					1．2 3．4	
02	2		太陽光発電設備	1	5	○	△	2,540,000	17	0					(1) 2 3．4	
03										0					1．2 3．4	
04										0					1．2 3．4	
05										0					1．2 3．4	
06										0.					1．2 3．4	
07										0.					1．2 3．4	
08										0.					1．2 3．4	
09										0.					1．2 3．4	
10										0.					1．2 3．4	
11										0.					1．2 3．4	
12										0.					1．2 3．4	
13										0.					1．2 3．4	
14										0.					1．2 3．4	
15										0.					1．2 3．4	
16										0.					1．2 3．4	
17										0.					1．2 3．4	
18										0.					1．2 3．4	
19										0.					1．2 3．4	
20										0.					1．2 3．4	
			小　計													

・資産の種類
資産の種類を記載してください。
1　構築物
2　機械及び装置
3　船舶
4　航空機
5　車両及び運搬具
6　工具・器具及び備品

・減価残存率
・価格
・課税標準額
記入する必要はありません。
※電算処理により全資産申告される場合は記載してください。

注意　「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

申告年度を記載してくださ

令和　年度

・資産の名称等・数量・取得年月(年号 昭和:3 平成:4 令和:5)
・取得価額・減少の事由及び区分
漏れがないように記載してください。

・摘要
「R.○.△　○○店へ移動」「5台のうち2台を売却」等，減少理由を具体的に記載してください。

第二十六号様式別表二（提出用）

種類別明細書（減少資産用）

※ 所有者コード ※	所有者名	枚のうち
		枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 十億	百万	千	円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部	摘要
01	5		フォークリフト	1	4	○	△		1	265	000			1・2・(3)・4	(1)・2	R○年、△月　○○店へ移動
02	6		パソコン	1	5	○	△			283	500			1・(2)・3・4	(1)・2	R○年、△月　故障により廃棄
03														1・2・3・4	1・2	
04														1・2・3・4	1・2	
05														1・2・3・4	1・2	
06														1・2・3・4	1・2	
07														1・2・3・4	1・2	
08														1・2・3・4	1・2	
09														1・2・3・4	1・2	
10														1・2・3・4	1・2	
11														1・2・3・4	1・2	
12														1・2・3・4	1・2	
13														1・2・3・4	1・2	
14														1・2・3・4	1・2	
15														1・2・3・4	1・2	
16														1・2・3・4	1・2	
17														1・2・3・4	1・2	
18														1・2・3・4	1・2	
19														1・2・3・4	1・2	
20														1・2・3・4	1・2	
			小計													

・資産の種類
資産の種類を記載してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具・器具及び備品

４　国税（法人税・所得税）の取扱いとの主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、御注意ください。

項目	地方税 【固定資産税（償却資産）】	国税 【法人税・所得税】
償却計算の基準日	賦課期日（１月１日）	事業年度（決算期）
償却の方法	原則として、定率法のみ （減価率は、固定資産評価基準別表第１５「耐用年数に応ずる減価率表」に規定。法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率）	定率法・定額法の選択制 （建物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（２分の１）	月割償却
評価額の最低限度	取得額の５％	備忘価額（１円）
特別償却・割増償却	認められない	認められる
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
増加償却	認められる	認められる
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算評価）

〈参考〉

太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。以下を御参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況の御確認をお願いいたします。

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供することができる資産になります。売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人 （事業用）	**個人の方であっても店舗やアパートの屋根または空き地などを利用して太陽光発電設備を設置した場合**は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人 （住宅用）	発電出力**１０kW 以上**の設備は償却資産としての申告が必要です。

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「**償却**」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋として課税させていただきます。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材 ※1（屋根材など）として設置	家屋	家屋	**償却**	**償却**	**償却**	**償却**
架台に乗せて屋根に設置	**償却**	**償却**	**償却**	**償却**	**償却**	**償却**
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	**償却**	**償却**	**償却**	**償却**	**償却**	**償却**

※1：屋根材の中に太陽電池セルを組み込んだ、屋根自体が太陽光パネルとなっているもの

※　売電目的の太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は「**１７年**」です。（耐用年数省令別表第２「３１.電気業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」）

下記の対象資産に該当する場合は、課税標準の特例を受けることができます。取得時期により対象資産が異なりますので、御注意ください。

対象となる場合には、償却資産申告時に、申告書「11 課税標準の特例」欄の「有」を選択、「18 備考」欄及び種類別明細書の対象資産の「摘要」欄に当該特例該当の旨明記の上、以下の提出書類を添付してください。

<table>
<tr><td>取得時期</td><td>平成 24 年 5 月 29 日
～
平成 28 年 3 月 31 日</td><td>平成 28 年 4 月 1 日
～
平成 30 年 3 月 31 日</td><td>平成 30 年 4 月 1 日
～
令和 8 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td>対象資産</td><td>経済産業省による再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得された１０kw以上の設備</td><td colspan="2">再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得された１０kw以上の設備
（※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用期間と課税標準の特例割合</td><td colspan="2" rowspan="2">最初の３年度分　２／３</td><td>発電出力が１０kw以上
１０００kw未満
最初の３年度分　２／３</td></tr>
<tr><td>発電出力が１０００kw以上
最初の３年度分　３／４</td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td>経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定書」の写し</td><td colspan="2">一般社団法人　環境共創イニシアチブが発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し</td></tr>
</table>

【お問合せ・提出先】

〒３０２－０１９８
茨城県守谷市大柏９５０番地の１

守谷市役所　税務課　資産税グループ

電話　　０２９７－４５―１１１１
　　（内線２０２・２０３・２０４）
FAX　　０２９７－４５―２５９０
メール　　zeimu@city.moriya.ibaraki.jp
ホームページ　https://www.city.moriya.ibaraki.jp